

朝来市下水道施設維持管理委託業務
公募型プロポーザル実施要領



朝来市上下水道部上下水道課
(令和8年5月)

1 目的

朝来市の下水道事業は、人口減少や少子高齢化の進行、生活様式の変化など社会構造の変化により事業環境は益々厳しくなることが予想される。

また、下水道処理では機械・設備の老朽化が進んでおり対策が必要となっている。

このようなことから令和5年度に国により方針が公表されたWPPによる事業構造の変革を視野に入れ、経営の効率化を図る。その第一段階として公共下水道1施設、特環下水道5施設の維持管理業務を包括委託することにより、民間企業の企画力・技術力・独創的アイデア等を活用し朝来市の継続的な下水道事業へ繋いでいくことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

朝来市下水道施設維持管理委託業務

(2) 業務場所

名称	住所
和田山浄化センター	朝来市和田山町土田 670 番地 2
糸井浄化センター	朝来市和田山町寺内 454 番地
東河浄化センター	朝来市和田山町岡田 521 番地
山東中部浄化センター	朝来市山東町滝田 243 番地 1
生野浄化センター	朝来市生野町川尻 320 番地
朝来浄化センター	朝来市物部 270 番地

(3) 事業内容

別添「朝来市下水道施設維持管理委託業務仕様書」のとおり

(4) 業務予定期間

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで（2年間）

(5) 見積上限額

委託料の契約上限額及び履行期間中の各年度の支払い上限額は次のとおりとする。

令和8年度 58,767,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内

令和9年度 117,535,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内

令和10年度 58,767,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内

総額 235,070,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内

(6) 契約保証

契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない（次の各号に定める保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、委託料の10分の1以上としなければならない。）

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

エ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

オ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない）

3 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、令和8年4月1日現在において次に掲げる要件を満たしている単独企業とする。

(1) 朝来市入札参加資格者名簿において「物品・役務の下水道施設保守」を希望している者で、かつ「建設工事の機械器具設置及び電気」に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 3 年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (4) 「下水道処理施設維持管理業者登録規程」(昭和 62 年建設省告示第 1348 号・改正平成 17 年建設省告示第 215 号) に基づき登録しており、その証明書の写しが提出できること。
- (5) 会社法(平成 17 年法律第 86 号) に基づく清算手続き、破産法(平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続き、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き、及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (6) 朝来市指名停止基準(平成 17 年朝来市訓令第 40 号) に基づく指名停止期間中の者でないこと。また、参加申込書を提出した日から契約締結までの間に、朝来市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものである。
- (7) 朝来市暴力団排除条例(平成 25 年朝来市条例第 36 号) に規定する暴力団等でないこと。
- (8) 公告日において、本店、支店または営業所が、兵庫県内若しくは兵庫県に隣接する府県内にあること。
- (9) 標準活性汚泥法又は OD 法における処理能力 3,700 m³/日以上 of 下水道法上の終末処理施設の運転管理業務を、平成 28 年 4 月 1 日以降 12 ヶ月以上継続して元請け(JV 可)として受注した実績を有するもの。
- (10) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号) 第 22 条第 2 項に定める資格を有する者を、総括責任者として専任で業務場所内に配置できること。
- (11) 次に掲げる条件を満たす者を履行場所に配置できること。
 - ア 低圧電気取扱特別教育修了者
 - イ 酸素欠乏症等防止規則(昭和 47 年労働省令第 42 号) 第 11 条の規定に基づく、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者
 - ウ 特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号) 第 27 条の規定に基づく特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者
 - エ クレーン等安全規則(昭和 47 年労働省令第 34 号) 第 221 条に規定する資格を有する者

4 実施日程(予定)

1	公告	令和 8 年 5 月 15 日(金)
2	参加申込み受付期限	令和 8 年 5 月 29 日(金)
3	参加資格審査結果通知期限	令和 8 年 6 月 5 日(金)
4	1 次審査(書面審査)	令和 8 年 6 月 12 日(金)
5	現地施設見学会	令和 8 年 6 月 12 日(金)
6	質問書の提出期限	令和 8 年 6 月 19 日(金)
7	質問書の回答期限	令和 8 年 6 月 26 日(金)
8	技術提案書の提出期限	令和 8 年 7 月 10 日(金)
9	2 次審査(プレゼンテーション審査) 通知	令和 8 年 7 月 上旬～中旬
10	2 次審査(プレゼンテーション審査)	令和 8 年 7 月 中旬～下旬
11	審査結果通知	令和 8 年 7 月 下旬
12	契約締結	令和 8 年 8 月 上旬

※実施日程は予定であり、変更する場合がある。

5 配付資料

- (1) 朝来市下水道施設維持管理委託業務 仕様書
- (2) 朝来市下水道施設維持管理委託業務 公募型プロポーザル 様式集
- (3) 朝来市下水道施設維持管理委託業務 公募型プロポーザル 技術提案書作成要領
- (4) 朝来市下水道施設維持管理委託業務 公募型プロポーザル 評価基準

6 事務局

プロポーザルに関する事務局は次のとおりとする。

〒669-5192 朝来市山東町楽音寺 95 番地

朝来市役所 上下水道部 上下水道課

TEL：079-676-2083 FAX：079-670-7014 メール：jousuidou@city.asago.lg.jp

7 参加申込み手続き

(1) 提出期間：公告～令和8年5月29日（金）

（閉庁日を除く：午後5時必着）

(2) 提出方法：持参または郵送のいずれかによる

（郵送の場合は、配達したことを証明できるものに限る）

(3) 提出先：「6 事務局」

(4) 提出書類

提出する各様式は「提出書類作成要領」に基づき作成すること

ア 参加申込書（様式第1号） 1部

イ 会社概要（様式第2号） 1部

ウ 経営状況調査票（様式第3号） 1部

エ 業務実績調書（様式第4号） 1部

オ 総括責任者予定通知書兼調書（様式第5号） 1部

(5) 参加に関する留意事項

ア 実施要領の承諾

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という）は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加費用の負担

参加に関して必要な費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、不採用となった参加者の提出書類は返却しない。

エ 資料の取り扱い

本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

8 現地施設見学会

技術提案書作成のための現地施設見学会を実施する

(1) 日時：令和8年6月12日（金）※時間、場所等の詳細は別途通知する。

(2) 提供資料（DVD-ROM）

ア 施設パンフレット（諸元）

イ 施設維持管理資料

ウ 修繕・改築計画（ストックマネジメント計画）

エ その他

9 質問及び回答

プロポーザルに関して疑義がある場合は質問書（様式第6号）を提出すること。

(1) 提出期限：令和8年6月19日（金）（午後5時必着）

(2) 提出方法：電子メールによる（電子メールの到達確認を行うこと）。

(3) 提出先：「6 事務局」

(4) 回答：令和8年6月26日（金）までに電子メールで参加予定全者に回答する。

1 0 技術提案

- (1) 提出期限：令和8年7月10日（金）（午後5時必着）
- (2) 提出方法：持参または郵送のいずれかによる
（郵送の場合は、配達したことを証明できるものに限る）
- (3) 提出先：「6 事務局」
- (4) 提出書類：
 - ア 技術提案書：技術提案書提出届（様式第7号）
技術提案書別添本文は「提出書類作成要領」に基づき作成すること
 - イ 見積書：見積書（様式第8号）及び見積明細書（任意様式）を作成すること。
- (5) 技術提案書提出部数：正本1部・副本1部・電子データ（DVD-ROM）1部
- (6) 見積書提出部数：1部（技術提案書とは別に厳重に封かんし提出すること。）

1 1 技術提案の辞退

参加申込み後に技術提案を辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を事務局に提出すること。なお、この場合でも当事業以外の事業において不利益を被ることはない。

1 2 審査委員会の設置

プロポーザルの審査は「朝来市下水道施設維持管理委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という）が行う。

1 3 審査の方法および基準

(1) 審査の方法

審査は、非公開とする。

ア 1次審査（書類審査）

参加資格を満たす事業者から提出された書類をもとに、事務局が書類審査を行い、2次審査対象となる者を選定する。この際、「朝来市下水道施設維持管理委託業務 公募型プロポーザル評価基準」における「書面審査」の項目について、審査を行う。

1次審査通過者は、書面審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち、得点の高い順に上位3者とする。3位の得点である事業者が2者以上となった場合は、見積評価点が高い順に選定し、見積評価点も同点である場合は委員会の決定によるものとする。

イ 2次審査（プレゼンテーション審査）

委員会が、技術提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリング等により、「朝来市下水道施設維持管理委託業務 公募型プロポーザル評価基準」における「技術提案審査」の項目について審査を行い、1次評価点、見積評価点と合計した総得点（以下「総合評価点」という。）が最も高い提案者を優先交渉権者、次に高い点の者を次点者として決定する。

総合評価点と同じ場合は、委員会の出席委員の多数決により決定し、可否同数の場合は委員長が決定する。ただし、委員会の総合評価点の平均点が6割に満たない場合は最上位者であっても優先交渉権者として選定しない。

(ア)実施日：令和8年7月 中旬～下旬

(イ)場 所：※日時、場所等の詳細は別途通知する。

(ウ)参 加 者：5名以内 ※配置予定の総括責任者は必ず同席すること。

(エ)実施時間：40分程度（プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分程度）

(オ)説明方法：プレゼンテーションによる説明は、必ず、技術提案書の項目の順に説明すること。

(カ)留意事項：プレゼンテーションで使用するパワーポイント等のデータは、2次審査の2日前までに「6 事務局」にデータで提供すること。

※プレゼンテーションで使用する機器（パソコン、スクリーン、プロジェクター、マイク及びポインター等）は市が準備する。

(2) 審査基準

別添「朝来市下水道施設維持管理委託業務 公募型プロポーザル評価基準」のとおり。

(3) 審査結果

審査結果は、参加者全てに書面で通知するとともに、朝来市ホームページで公表する。

1 4 契約の締結

委員会が選定した優先交渉権者を「朝来市下水道施設維持管理委託業務」に係る随意契約の相手方とし契約交渉を行う。ただし、合意に至らなかったときは次点者と契約交渉を行う。

1 5 失格

- (1) プロポーザルの提案方法、提出先及び提出期限が守られないもの
- (2) プロポーザルに係る要領等に示された条件に適合しないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積金額が見積上限額を超過しているとき
- (5) その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき
- (6) その他、委員会が社会通念に照らし失格に当たる理由があると認めるとき

1 6 その他の留意事項

- (1) 特別な理由がある場合は、業務発注を取りやめ、または延期することがある。
- (2) 参加者については公表しない。
- (3) 審査に関する問合せには応じない
- (4) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (5) 提出書類は返却しない。